

3) スキー保険

* 任意保険について:

(1) 平成 23 年度から「茨城県スキー連盟」が保険契約者となる団体契約の制度がある事が判り、補償及び支払限度額・保険金額等が従前(損保ジャパン社)と比較して極めて有利な保険ですので、平成 23 年度からクラブとしてこの保険を斡旋をする事に致しました。

(a) 但し、団体割引率は、契約時の記名被保険者(補償対象者)の人数に従って決定されます。募集の結果、団体割引率が変更となる場合は、死亡・後遺障害保険金額の増減が行われる事になります。

(b) 昨年度(平成 25 年度)一時払保険料 3,210 円

(但し、「茨城県スキー連盟」全体で、加入者数が 200~499 名・団体割引 20%の場合)

(c) 今後発表される今年度(平成 25 年度)一時払保険料や、その他の理由により、差額保険料が発生する可能性があります。これについては、クラブ全体の会計で処理し、個人への返金や追加徴収等への反映は行わない事に致しておりますのでご承知下さい。

平成 25 年度決算⇒ 平成 25 年度一時払保険料 3,210 円 決定保険料 3,210 円

(2) 加入希望者については、クラブで纏めて加入手続きを行います。

項目	スポーツ安全保険		県スキー連盟スキーヤーズ保険(三井住友海上)
	大人	小人	
賠償責任保証額	身体賠償:1 億円 一事故:5 億円	身体賠償:1 億円 一事故:5 億円	1 億 5,000 万円
死亡	2,000 万円	2,000 万円	500 万円
入院(1 日)	4,000 円	4,000 円	5,000 円
通院(1 日)	1,500 円	1,500 円	2,500 円
用具	—	—	20 万円
掛け金	1,850 円	800 円	3,210 円
加入	全員加入 (会費より支払)		希望者 クラブで斡旋手続
保険対象期間	バスに乗車した時から、 バスを降りるまで。		自宅を出てから、 自宅に戻るまで
保険期間	加入日~2015 年(H27 年)3 月 31 日 まで		H26 年 12 月 1 日 (午後 4 時)から 1 年間

(注) スポーツ安全保険の掛け金据置決定

(注) 任意保険掛け金は(3,210 円)決定。

(2) 事故報告

- ① クラブ主催行事については、団体保険(スポーツ安全保険)並びに任意保険(県スキー連盟スキーヤーズ保険)の手続きがありますので、事務局へ必ず報告をお願い致します。
- ② 県スキー連盟安全対策部では、安全対策の資料として「スキー傷害事故調査」を行っており、当クラブに対して、発生した「事故報告」の要請が入っています。クラブとしても協力する必要がありますので、クラブ主催行事以外で個人で行かれて発生した事故についても事務局へ報告下さい。